

平塚市建築基準条例 及び 同解説

平成19年6月20日 作成

平成20年9月26日 改訂

平成27年6月1日 改訂

平成29年3月16日 改訂

平塚市まちづくり政策部建築指導課

目次

第1章 総則（第1条・第2条）	．．．．．	P 1
第2章 災害危険区域等における建築物（第3条～第5条）	．．．．．	P 2
第3章 建築物の地盤面の指定等（第6条～第8条）	．．．．．	P 5
第4章 日影による中高層の建築物の高さの 制限に係る対象区域等の指定（第9条）	．．．．．	P 8
第5章 敷地と道路との関係（第10条・第11条）	．．．．．	P 10
第6章 特殊建築物等		
第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係（第12条）	．．．．．	P 16
第2節 特殊建築物の避難施設等（第13条～第19条）	．．．．．	P 19
第3節 学校（第20条～第22条）	．．．．．	P 26
第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋（第23条～第31条）	．．．	P 29
第5節 児童福祉施設等（第32条・第33条）	．．．．．	P 39
第6節 ホテル及び旅館（第34条～第37条）	．．．．．	P 42
第7節 大規模店舗及びマーケット（第38条～第43条）	．．．．．	P 46
第8節 興行場、公会堂及び集会場（第44条～第55条）	．．．．．	P 52
第9節 公衆浴場（第56条・第57条）	．．．．．	P 67
第10節 自動車車庫及び自動車修理工場（第58条～第62条）	．．．	P 69
第7章 昇降機（第63条～第65条）	．．．．．	P 78
第8章 手数料（第66条～第68条）	．．．．．	P 79
第9章 雑則（第69条～第76条）	．．．．．	P 81
第10章 罰則（第77条）	．．．．．	P 91
附則	．．．．．	P 93
別表	．．．．．	P 95

（参考資料）

がけ付近に建築する建築物等に係る指導方針	．．．．．	P 104
地階の定義並びに法第52条第3項、第4項及び第5項の取扱い	．．．	P 111